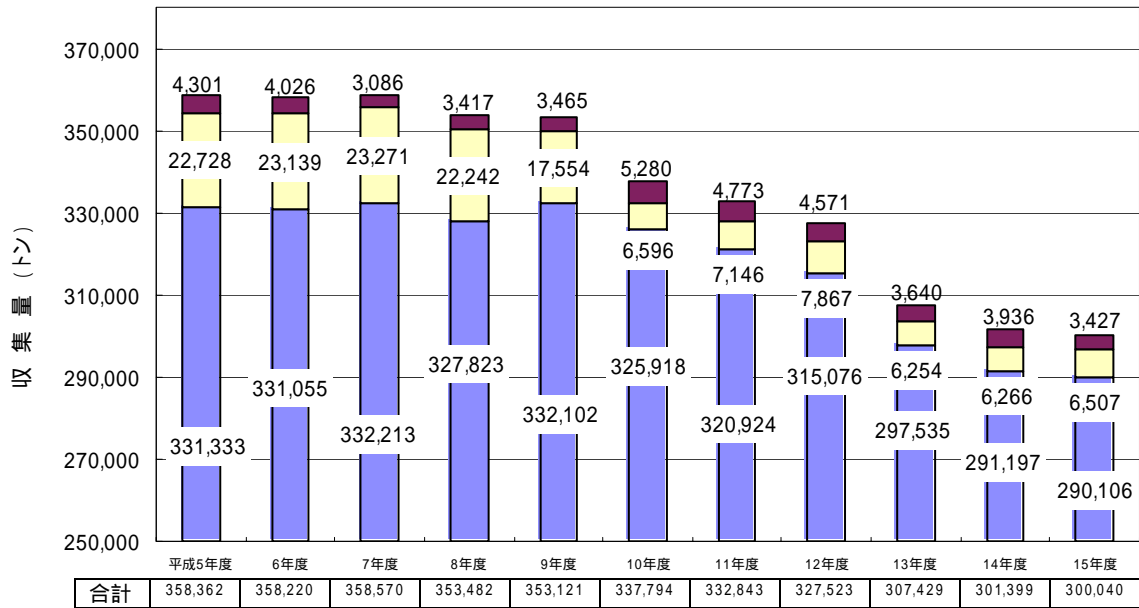


【別添資料】

1	ごみ量の推移	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	指定袋制の定義等について	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
3	有料指定袋制の導入状況（全国）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
4	各都市（人口30万人以上）における指定袋制の効果	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
5	各都市事例のまとめ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
6	指定袋制の導入方式とその概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ページ
7	京都市が導入すべき指定袋制の方式について（3つのパターン案）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ページ

1 ごみ量の推移

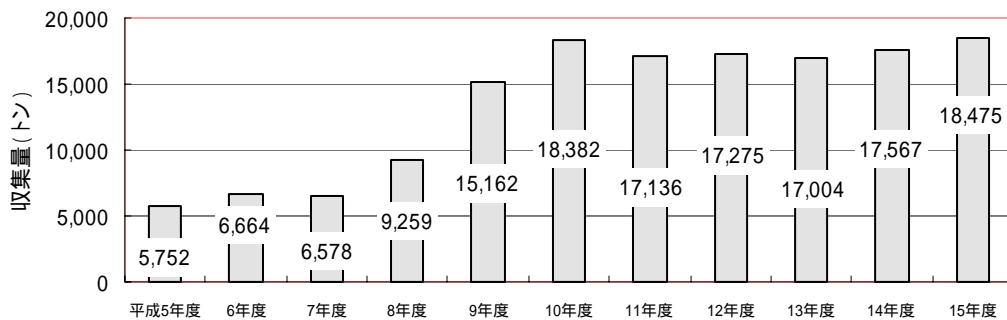
(1) 家庭系ごみ収集量(定期収集ごみ, 大型ごみ, その他ごみ)の推移



■ その他ごみ
■ 大型ごみ
■ 定期収集

- ・京(みやこ)の「ごみ戦略」策定
- ・建築廃材のリサイクル誘導
- ・持込ごみ手数料改定
- ・家電リサイクル法施行
- ・京(みやこ)をめぐるプラン策定
- ・基本構想策定
- ・大型ごみ有料化
- ・ペットボトル分別収集実施
- ・空きびん分別収集全市実施
- ・ごみ減量推進会議設立
- ・旧基本計画策定
- ・事業用大規模建築物所有者への減量指導

(2) 資源ごみ収集量の推移



- ・小型金属分別収集実施
- ・その他プラ分別モデル収集拡大
- ・その他プラ分別モデル収集拡大
- ・その他プラ分別モデル収集実施
- ・ペットボトル分別収集実施
- ・紙パック拠点回収
- ・空きびん分別収集全市実施

2 指定袋制の定義等について

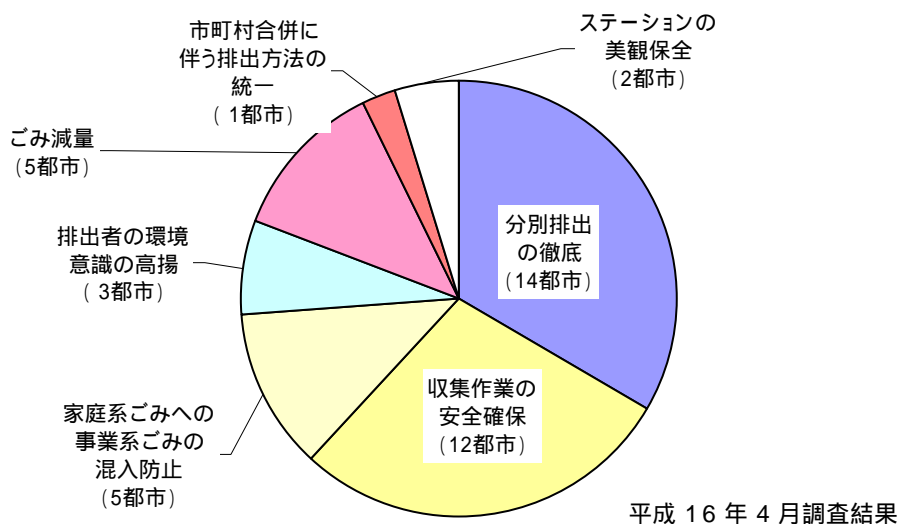
(1) 指定袋制の定義と導入の目的について

定義

- ・指定袋制とは、ごみの排出に、従来使用していた市販の青色ごみ袋やスーパーのレジ袋などに代わり、市が指定するごみ袋の使用を義務付ける制度。
- ・一般的には袋の価格に製造・販売原価だけが含まれる場合を単純指定袋制という。
- ・袋の価格にごみ処理手数料などが上乗せされる場合を有料指定袋制（有料化）という。

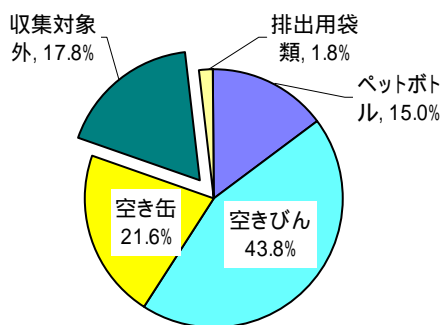
目的

図 指定袋制導入都市の制度導入目的
(人口 30 万人以上の家庭系指定袋導入都市 14 都市が対象。複数回答。)



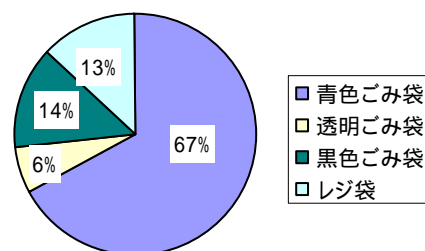
(2) 資源ごみ等の排出状況について

図 資源ごみの組成 (湿重量比%)



平成 14 年度家庭ごみ細組成調査より

図 家庭ごみの排出に使用されている袋の種類



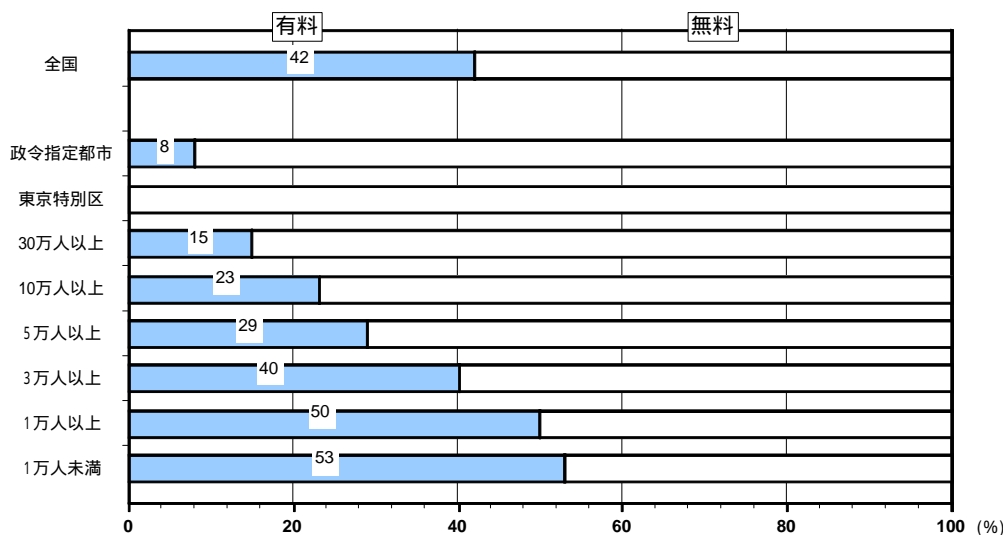
平成 14 年度家庭ごみ定期ごみ質調査より
京都市では中身の見える袋で排出することとしている

3 有料指定袋製の導入状況（全国）

環境省が平成14年度に実施した調査（回答自治体数1,295）によれば、家庭系一般ごみに有料指定袋制を導入している自治体数は約42%（533自治体）であり、小規模な自治体ほど導入割合が高い。

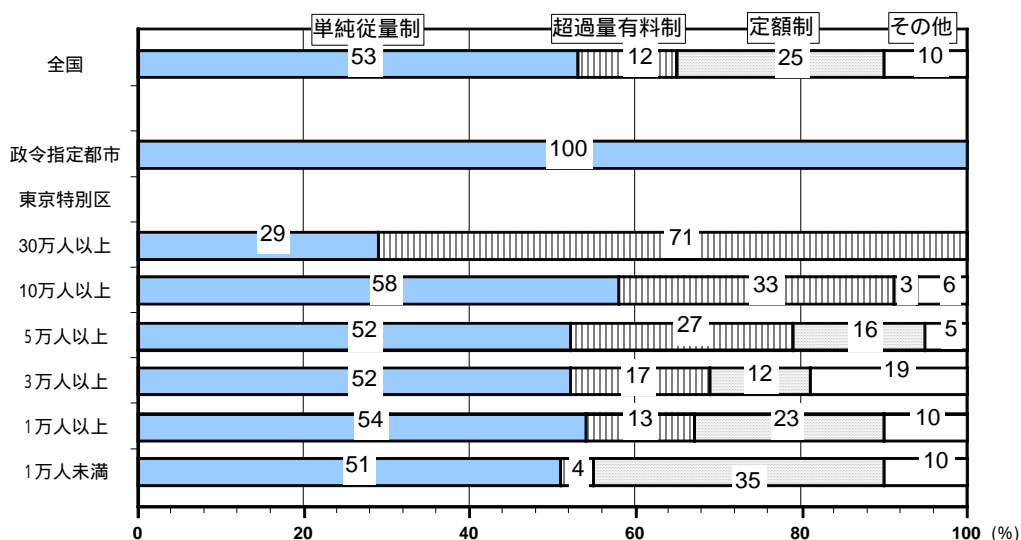
有料化の方法としては、単純従量制が多いが、中規模な都市では超過量有料制の導入割合も高い。逆に、小規模な自治体では定額制の導入割合が高い。

図 人口規模別家庭系一般ごみへの有料化導入割合



出典：「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3)

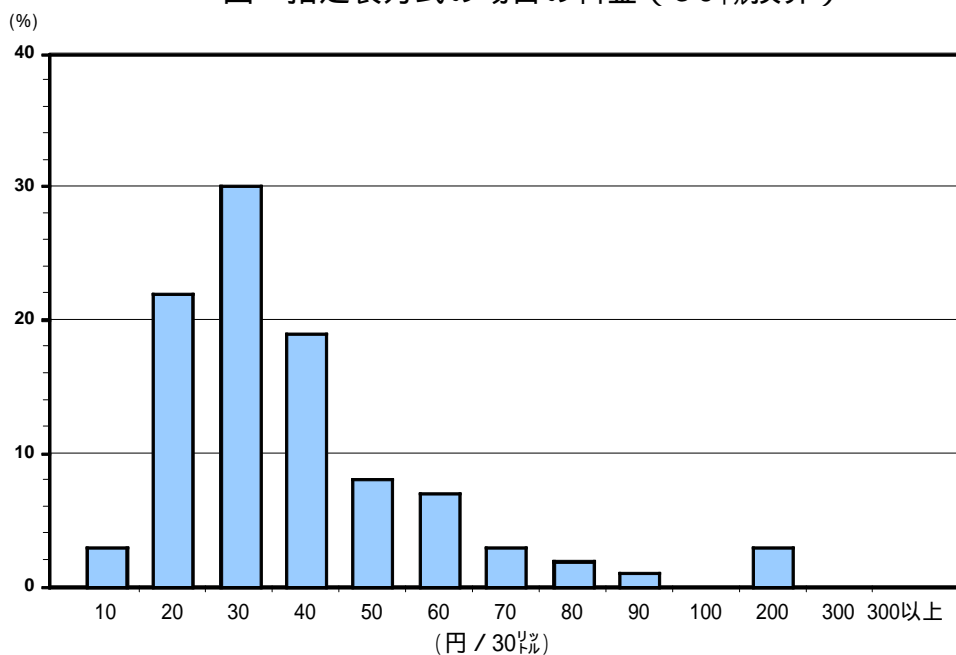
図 人口規模別家庭系一般ごみの有料化の方法



(有料化を導入している533自治体の回答)

出典：「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3)

図 指定袋方式の場合の料金（30リットル換算）



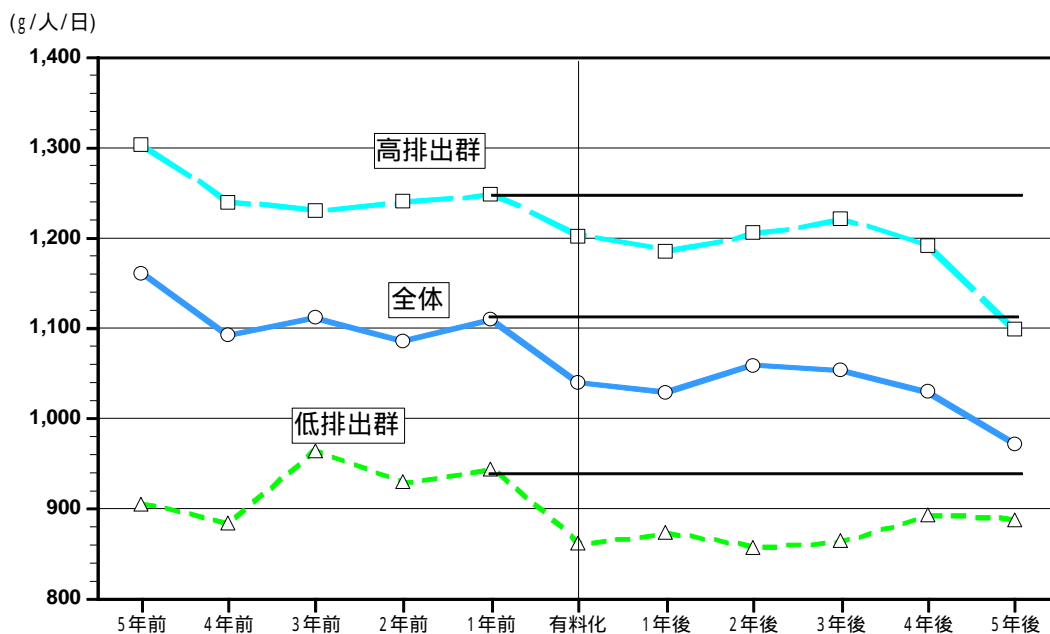
（有料指定袋方式を採用している428自治体の回答）

出典：「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3)

「ごみ処理の有料化に係る調査」によれば、ごみ排出量 がもともと多い自治体では、有料化によるごみ減量効果が特に高い。また、有料化の料金と排出量抑制効果については、統計的に相関があるとは言えないが、料金が高いほどごみ排出量が少なくなる傾向がある。

ごみ排出量は、計画収集量，直接搬入量，自家処理量を合わせた量であり，事業系も含む総ごみ排出量である。

図 有料化をしている自治体の導入前後の総ごみ排出原単位の推移



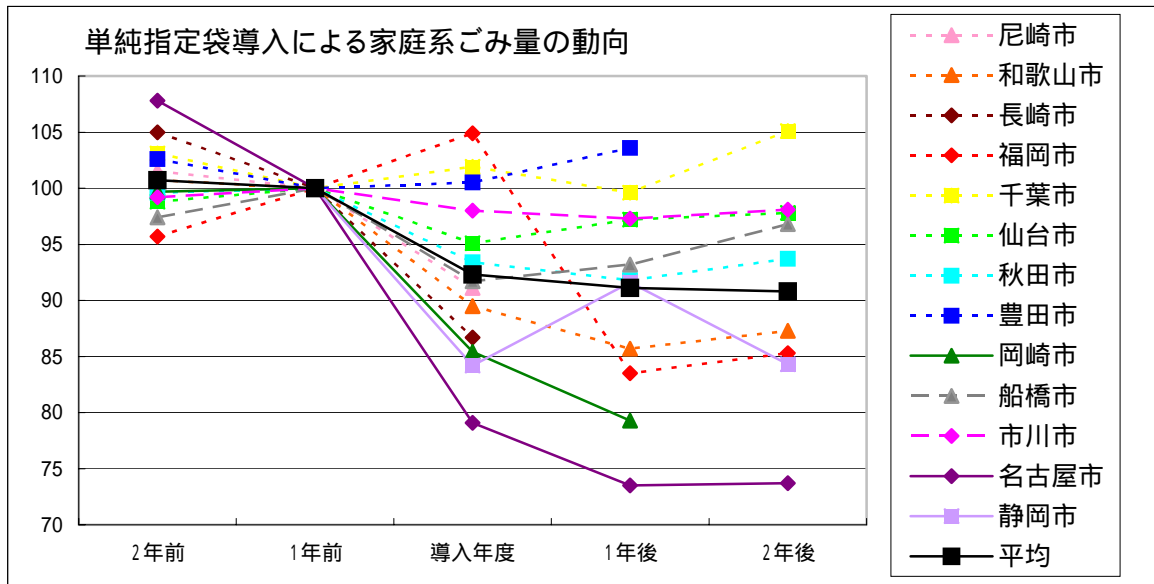
注) 有料化している自治体を対象に、排出原単位の多い順に並べ上位12自治体を高排出群、少ない順に11自治体を低排出群としている。

出典：「ごみ処理の有料化に係る調査」((社)全国都市清掃会議 H15.3) の数値データからグラフ化

4 各都市（人口30万人以上）における指定袋制の効果

(1) 単純指定袋制

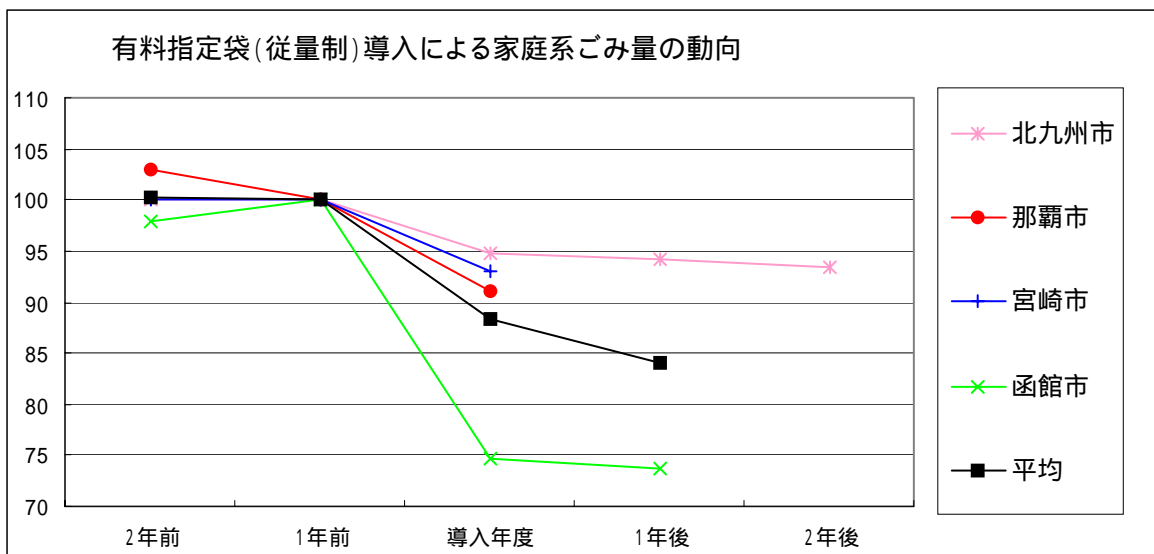
単純指定袋制を採っている13都市の導入後の家庭ごみの排出状況を比較した。ごみの減量効果は各都市でバラツキが多いが、平均すると約10%程度のごみ減量が期待される。



注) ごみ量には、資源ごみ、粗大ごみの排出量は含まれていない。

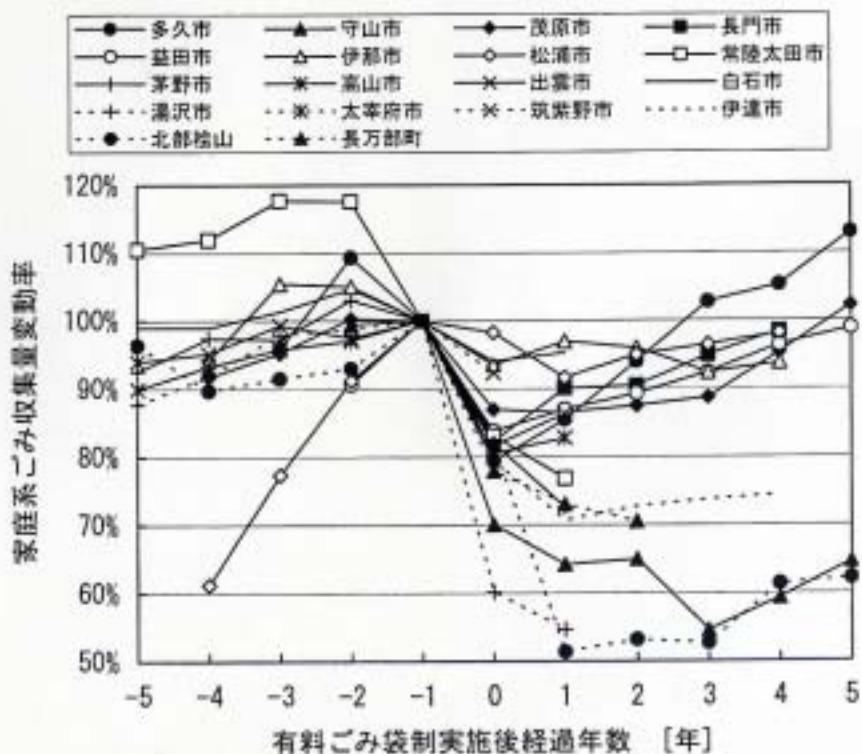
(2) 有料指定袋制

有料指定袋制を採っている4都市の導入後の家庭ごみの排出状況を比較した。まだ導入後日が浅い都市が多く、あまり明確なことは言えないが、都市によって減量効果にバラツキがでるであろうことは予想される。



注) ごみ量には、資源ごみ、粗大ごみの排出量は含まれていない。

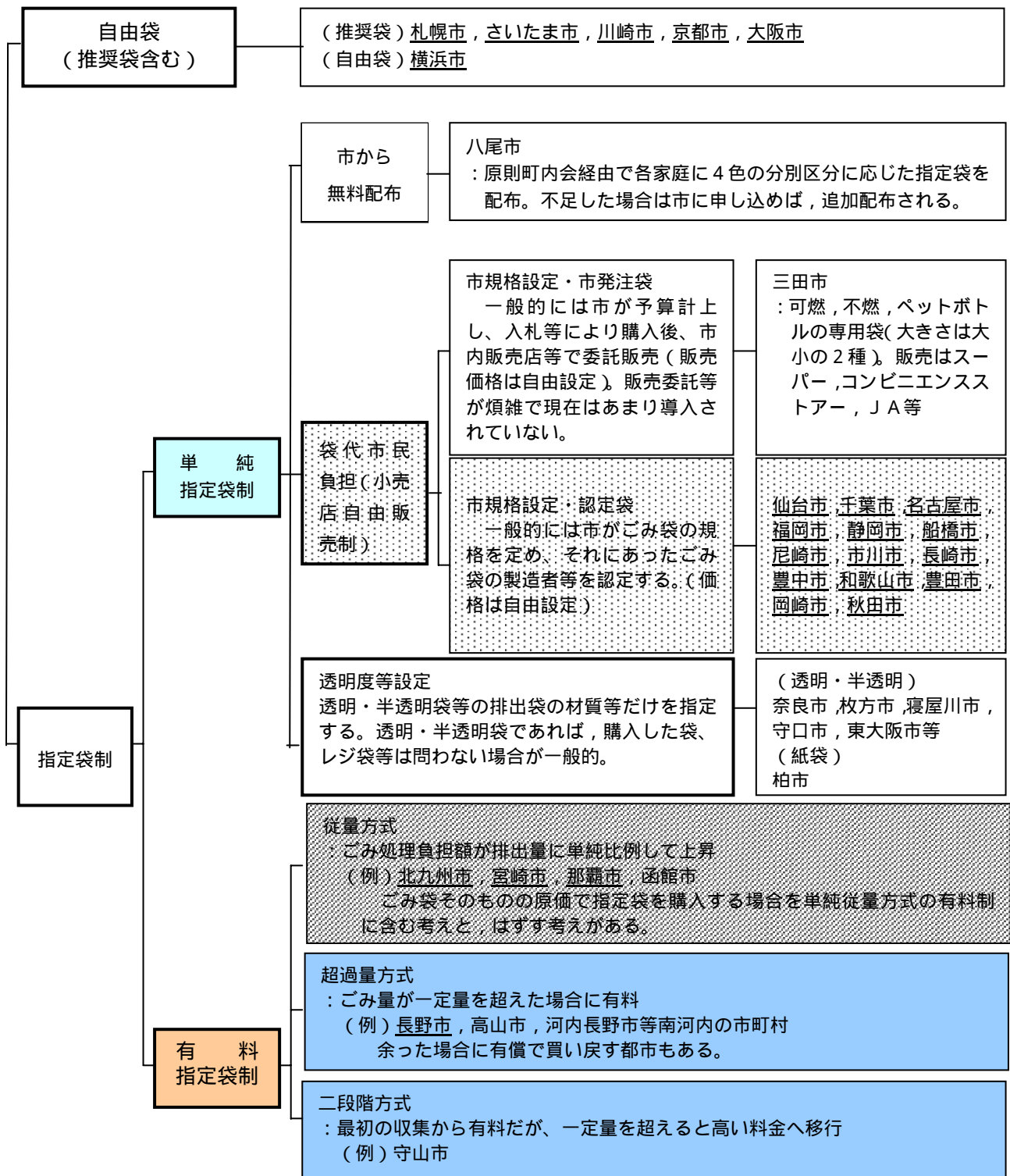
(参考) 中小都市における家庭ごみ有料化前後のごみ量の変化



都市名	実施時期	袋価格(円:すべて40%換算)		可燃ごみ+不燃ごみ g/(人・日)			
		可燃ごみ	不燃ごみ	実施前	実施後	減少量	減量率
北部松山	S57.9.30	82	82	613	315	298	49%
守山市	S53.3.31	20 150(110枚)	20 150(112枚)	531	290	241	45%
長万部町	S61.5.31	82	82	1034	729	305	29%
伊達市	S60.6.30	60	60	700	495	205	29%
多久市	S50.12.31	20	20	364	289	75	21%
高山市	S63.3.31	0 170(120枚)		817	658	159	19%
出雲市	S63.3.31	0 40(100枚)		747	610	137	18%
太宰府市	S63.6.30	36	36	893	808	85	10%
松浦市	S62.3.31	29	29	477	437	40	8%
筑紫野市	H1.6.30	50	30	615	568	47	8%
湯沢市	S63.5.31	33	33	953	521	432	45%
茅野市	S63.3.31	14	24	657	477	180	27%
常陸太田市	S63.3.31	30	30	694	533	161	23%
長門市	S57.3.31	22		803	661	142	18%
益田市	S57.12.31	14		575	482	93	16%
茂原市	S53.4.30	17	17	653	565	88	13%
伊那市	S60.3.31	26	17	495	457	38	8%
白石市	S63.3.31	15		594	559	35	6%

出典:「都市清掃」((社)全国都市清掃会議 平成16年1月) 一部修正

6 指定袋制の導入方式とその概要



都市名の下にアンダーラインを引いている都市は人口30万人以上の都市
料金負担の仕組みは和田尚久「地域環境税」による分類に従った。

上図に示す他都市の先行実施事例等を踏まえ、京都市が導入すべき指定袋制の方式を3つのパターン(案)に整理し比較検討を行う。(上図の網掛けパターン)
超過量方式と二段階方式はほぼ同様の仕組みなので、超過量方式としてひとくくりにした。

7 京都市が導入すべき指定袋制の方式について（3つのパターン案）

指定袋導入パターン1

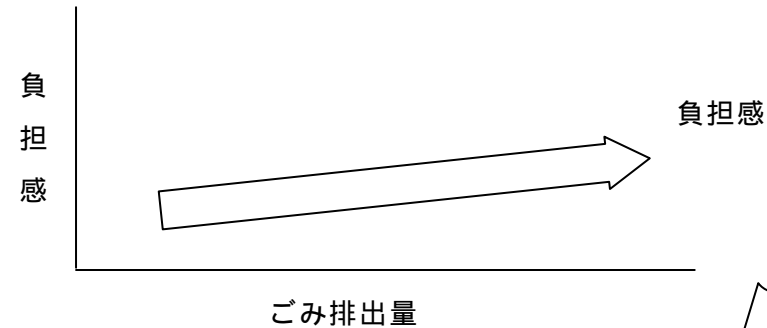
(1) 単純指定袋制

指標A 排出用袋の透明化効果

収集作業時の刃物や割れガラスによる怪我の防止等収集作業員の安全性が確保できる。
黒等のごみ袋が無くなり、ごみ集積所の美観や清潔感が確保される。
資源ごみへの異物混入、家庭ごみへの古紙等資源や事業系ごみの混入が防止等、ごみの排出ルールの徹底ができる。

指標B ごみ減量行動への動機付け

指定袋を購入する負担額がごみ排出量に単純比例して上昇する仕組みであるが、45ℓ袋で1枚10円程度（現在の青や黒の袋価格と変わらない）であり、リサイクル行動への誘導効果がそれほど大きくはない。
これまで無料のレジ袋等を出していた家庭ではやや負担感が生じるが発生抑制への誘導はあまり期待できない。



指標C 費用負担の公平化

ごみ袋代に、ごみ処理費用は含まれていないため、負担の公平性（ごみ減量に努力する人は負担が少なくなる）の確保ができない。

指標D 市民に対するごみ減量意識の浸透

指定袋制の導入は、地域説明会の開催、マスコミでの取り上げ、近所の住民どうしの会話などを通じて、ごみ問題について市民に目を向けさせる効果があり、市民に対してごみ減量意識を浸透させる役割を果たす。
袋購入費用が現在と変わらないため、市民のごみ減量意識は大きく変化しないと考えられる。

概要

〔共通事項〕

排出方法：
色、透明度、大きさ等の規格が定めた指定袋に入れて排出。指定袋でない場合は、取り残す。

大きさ：
一般的には、大（45ℓ袋）、中（30ℓ袋）、小（15ℓ袋）等に限定。

販売：
スーパー・コンビニエンスストア等の小売店で自由販売。

〔個別事項〕

概要：
市がごみ袋の規格を定め、その規格にそってごみ袋を製造する事業者を認定。認定された事業者のみ市内小売店でごみ袋を自由販売。

袋代：
袋の製作費と販売経費等だけで決められ、45ℓのごみ袋換算で1枚概ね10円程度（現在のごみ袋と同じ）。

減量効果：
有料制に比べ減量効果は小さいが、分別排出の徹底、資源化の促進、事業系ごみの混入が防止され、1割程度のごみ減量が期待できる。

〔人口が概ね30万人以上の採用都市〕

仙台市、千葉市、名古屋市、福岡市、静岡市、船橋市、尼崎市、市川市、長崎市、豊中市、和歌山市、豊田市、岡崎市、秋田市 等
下線は政令市

適用（案）



小型金属は排出量が少ないため指定袋にはしていない

指標E 市民のごみ減量・リサイクル活動展開

袋代から得られる収入が無い場合、それを活用した新たなごみ減量・リサイクル施策は実施できない。

指標F 袋の入手や使い勝手

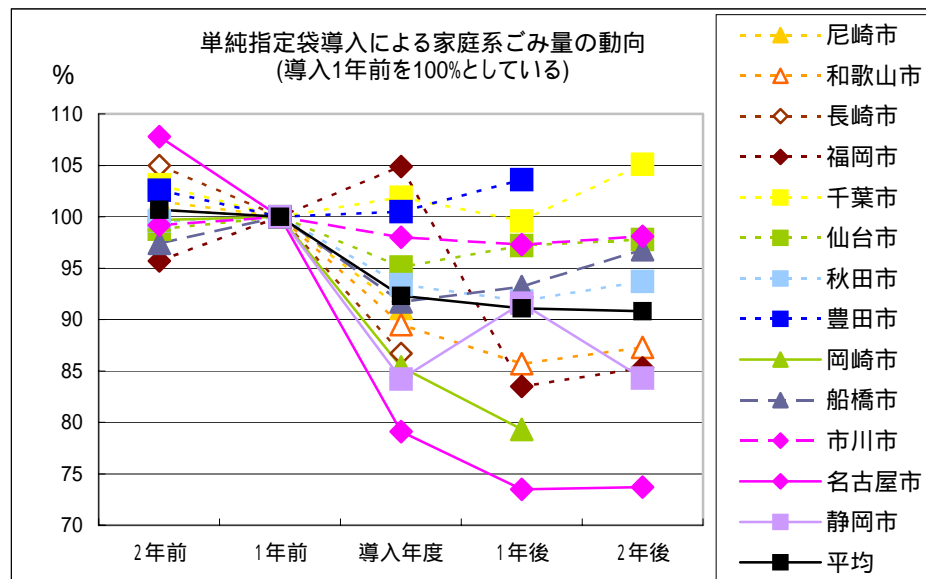
プラスチック袋を扱っている市内すべての小売店で購入できるとは限らず、市民にとって購入場所がある程度制約される。
大（45ℓ袋）、中（30ℓ袋）、小（15ℓ袋）等の特定の大きさに限定されるため、ごみ排出量によっては使い勝手が悪い場合もある。

指標G 市の財政負担

市は袋の規格を定めるとともに、ごみ袋を製造・販売する事業者を認定するだけであり、市の負担は少ない。
指定袋導入に際して相当額のPR・啓発経費が必要。

指標H 不法投棄への懸念

現状とほとんど変わらないと考えられる。
（ただし前提として十分なPR・啓発が必要）



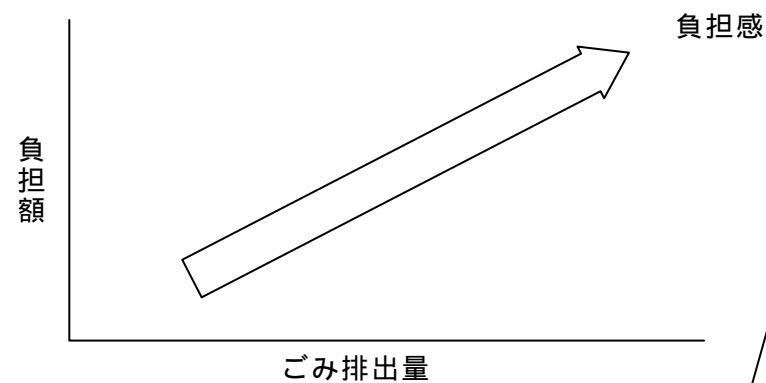
(2) 有料指定袋制 (従量方式)

指標A 排出用袋の透明化効果

(1) 単純指定袋制と同様の効果が期待できる。

指標B ごみ減量行動への動機付け

ごみ排出量に応じて負担額が単純比例して上昇する仕組みであり、リサイクル促進の動機付けとなる。袋代の設定価格にもよるが、負担額が高ければ、その負担感がごみの発生抑制行動を誘導することが期待できる。



指標C 費用負担の公平化

低所得者層に対する配慮がなされていれば、ごみを多く出す市民ほど負担額が多くなるため、費用負担の公平化は確保できる。

指標D 市民に対するごみ減量意識の浸透

有料制の導入は、地域説明会の開催、マスコミでの取り上げ、近所の住民どうしの会話などを通じて、ごみ問題について市民に目を向けさせる効果があり、市民に対してごみ減量意識を浸透させる役割を果たす。袋代の設定価格にもよるが、負担額が高ければ市民のごみ減量意識も高くなると考えられる。

概要

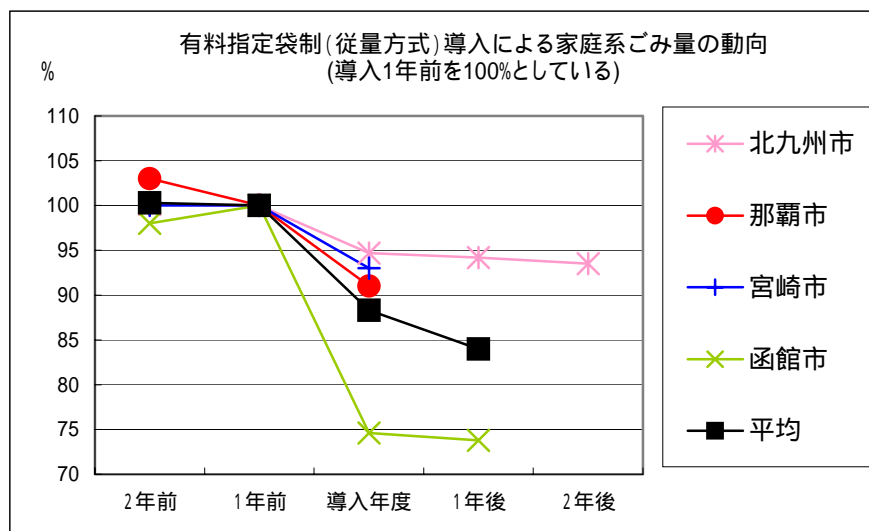
〔共通事項〕

排出方法：色、透明度、大きさ等の規格が定めた指定袋に入れて排出。指定袋でない場合は、取り残す。
 大きさ：一般的には、大(45ℓ袋)、中(30ℓ袋)、小(15ℓ袋)等に限定。
 販売：スーパー・コンビニエンスストア等の小売店で販売。

〔個別事項〕

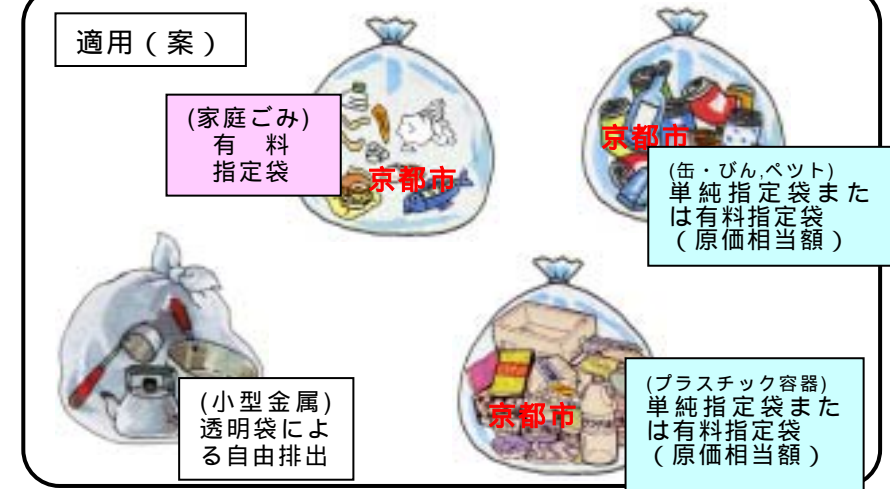
概要：ごみ袋の価格に袋の製作費と販売経費等だけでなく、ごみ処理費用が含まれて販売。ごみを多く出す人ほど袋代の負担が大きくなる。
 袋代：袋の製作費と販売経費等に、ごみ処理費用の一部を上乗せしている。全国の有料化実施都市の平均で、45ℓのごみ袋換算で1枚30円～60円程度。
 減量効果：都市の性格やごみ減量手段の充実度により異なるが、2割程度ごみの減量が期待できる。リサイクルの促進と併せて、ごみの発生抑制も期待できる。
 仕組み：市が、袋製造者・販売者の指定、袋生産の発注、販売、配送、在庫等を管理。

〔人口が概ね30万人以上での採用都市〕
 北九州市、宮崎市、那覇市、函館市等 下線は政令市



各都市とも導入後の日が浅くまだ減量効果は明確でない。中小都市では数多く実施されており、ごみ量が半減した都市もある。

適用(案)



小型金属は排出量が少ないため指定袋にはしていない

指標E 市民のごみ減量・リサイクル活動展開

袋代から得られる収入の一部を、ごみ減量に取り組む市民活動等への支援に回すことなどが考えられる。

指標F 袋の入手や使い勝手

(1) 単純指定袋制と同じ

指標G 市の財政負担

市が有料指定袋の発注、販売、発送、在庫等の管理を行うため、事務的経費が発生するが手数料収入がある。指定袋導入に際して相当額のPR・啓発経費が必要。

指標H 不法投棄への懸念

袋代が高すぎたり、市民に有料制導入の必要性が十分説明できていない場合には、経済的負担感から、不法投棄(居住地でないごみ集積所への排出、公園等のごみ箱へ排出、指定袋を使用しないで排出等)が懸念される。

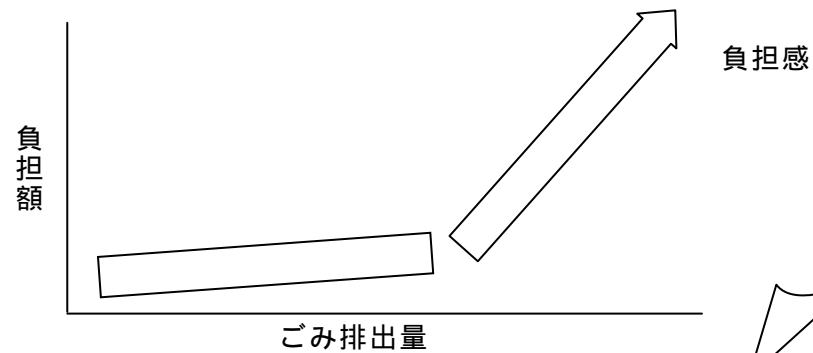
(3) 有料指定袋制 (超過量方式)

指標A 排出用袋の透明化効果

(1) 単純指定袋制と同様の効果が期待できる。

指標B ごみ減量行動への動機付け

一定枚数まではごみ排出量に応じた負担額とはならないため、基準枚数が多いとリサイクル促進の動機付けが働きにくいと言われている。
一定量以上の使用枚数を越えた場合の袋価格にもよるが、負担額が高ければ、その負担感がごみの発生抑制行動を誘導することが期待できる。



指標C 費用負担の公平化

基準枚数以下の使用枚数では負担の公平化は図れない。基準枚数を低く設定すれば負担の公平化が図れるが、世帯ごとに基準枚数を決めるなど公平性を確保する必要がある。

指標D 市民に対するごみ減量意識の浸透

有料制の導入は、地域説明会の開催、マスコミでの取り上げ、近所の住民どうしの会話などを通じて、ごみ問題について市民に目を向けさせる効果があり、市民に対してごみ減量意識を浸透させる役割を果たす。
基準枚数にもよるが、年間の使用目標ができることで、単純指定袋制よりは市民のごみ減量意識も高くなると考えられる。

概要

〔共通事項〕

排出方法：色、透明度、大きさ等の規格が定めた指定袋に入れて排出。指定袋でない場合は、取り残す。

大きさ：一般的には、大(45ℓ袋)、中(30ℓ袋)、小(15ℓ袋)等に限定。

販売：スーパー・コンビニエンスストア等の小売店で販売。

〔個別事項〕

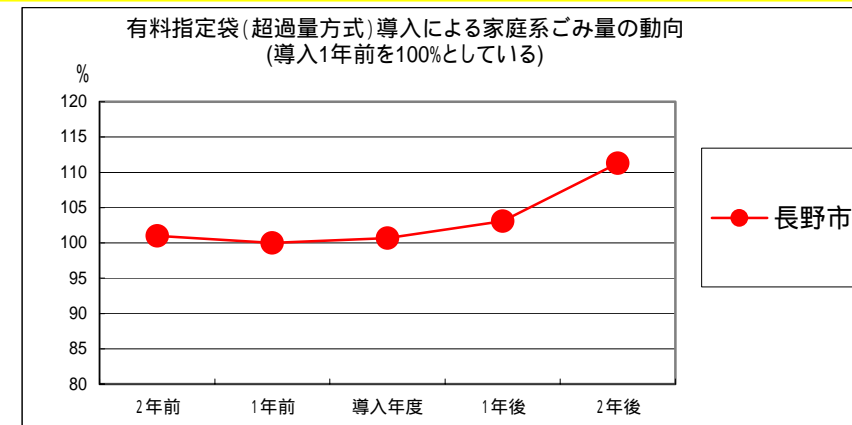
概要：年間一定枚数(基準枚数)のごみ袋を低額料金で、それを超えると高額料金で小売店等から購入する。基準枚数は、45ℓのごみ袋に換算した京都市の1世帯あたりの年間平均使用枚数を基準とすると100枚程度となる。

袋代：基準枚数までは低額料金、基準枚数を超過した場合は高額料金となる。(例えば長野市では年間160枚までは1枚13円、基準枚数を越えた場合は1枚30円となる)

減量効果：基準枚数まではあまり減量行動への動機付けが働かないため、基準枚数にもよるが全体的な減量効果は小さい。

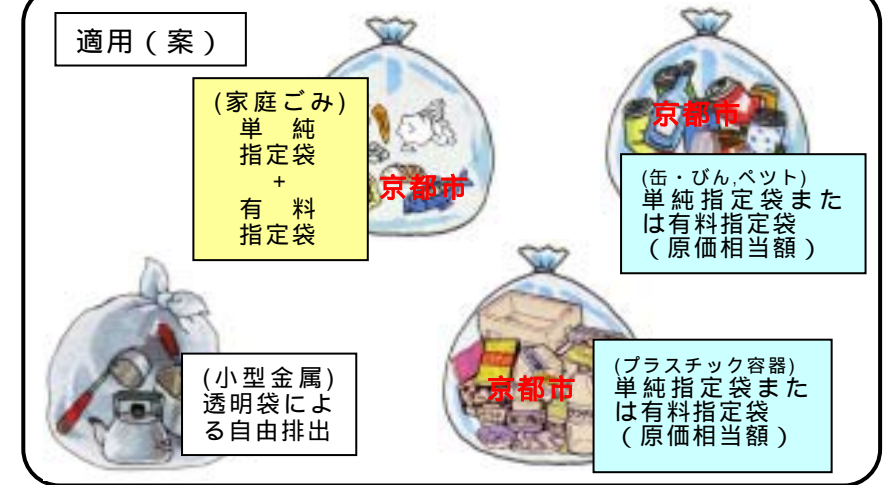
仕組み：家族人数に応じた基準枚数の設定が重要であるとともに、チケット方式等により使用枚数管理が必要。

〔人口が概ね30万人以上での採用都市〕
長野市。その他高山市、河内長野市等の市町村で実施



長野市の場合、低額料金の配布枚数が160枚と多いこと、また元々一人当たりの排出量が少ないことから減量効果が出ていないものと思われる。

適用(案)



指標E 市民のごみ減量・リサイクル活動展開

基準枚数を低く設定すれば基準枚数超過分の袋代から得られる収入の一部を、ごみ減量に取り組む市民活動等への支援に回すことが考えられる。

指標F 袋の入手や使い勝手

(1) 単純指定袋制と同じ内容

家族数に応じて配布枚数を定めるため、その申請手続きにかなりの手間がかかる。

指標G 市の財政負担

市が有料指定袋の発注、販売、発送、在庫等の管理を行うため、事務的経費が発生する。低額料金扱いとなる基準枚数までの使用状況の管理やその枚数を越えた場合の配布手続きなどにかかなりの手間がかかる。指定袋導入に際して相当額のPR・啓発経費が必要。

指標H 不法投棄への懸念

(2) 有料指定袋(単純従量制)と同じ